

主 文

- 1 第1事件訴えのうち、大阪市会が令和4年11月18日付けでした別紙1記載の決議の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の第1事件請求を棄却する。
- 5 3 第2事件訴えのうち、富田林市議会が令和4年9月28日付けでした別紙2記載の決議の取消しを求める部分を却下する。
- 4 原告のその余の第2事件請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じ、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

1 第1事件

- (1) 大阪市会が令和4年11月18日付けでした別紙1記載の決議を取り消す。
- (2) 第1事件被告は、原告に対し、350万円及びこれに対する令和5年1月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

15 2 第2事件

- (1) 富田林市議会が令和4年9月28日付けでした別紙2記載の決議を取り消す。
- (2) 第2事件被告は、原告に対し、350万円及びこれに対する令和5年1月19日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

20 第2 事案の概要

第1事件は、原告が、①大阪市会が令和4年11月18日付けでした別紙1記載の決議（以下「本件決議1」という。）が違法な処分であるとして、第1事件被告を相手に、本件決議1の取消しを求める（処分の取消しの訴え。以下、第1事件訴えのうち本件決議1の取消しを求める部分を「本件取消しの訴え1」という。）とともに、②本件決議1により原告の大阪市会に対する請願権等が侵害されたとして、第1事件被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害金350

万円（慰謝料 300 万円及び弁護士費用 50 万円の合計額）及びこれに対する不法行為の後の日で訴状送達の日である令和 5 年 1 月 19 日から支払済みまで民法所定の年 3 %の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

第 2 事件は、原告が、第 1 事件と同様、①富田林市議会が令和 4 年 9 月 28 日付けでした別紙 2 記載の決議（以下「本件決議 2」といい、本件決議 1 と併せて「本件各決議」という。）が違法な処分であるとして、第 2 事件被告を相手に、本件決議 2 の取消しを求める（以下、第 2 事件訴えのうち本件決議 2 の取消しを求める部分を「本件取消しの訴え 2」といい、本件取消しの訴え 1 と併せて「本件各取消しの訴え」という。）とともに、②本件決議 2 により原告の富田林市議会に対する請願権等が侵害されたとして、第 2 事件被告に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、前同様の損害金 350 万円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後記の証拠（枝番号のある書証は特に明記しない限り枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告

ア 原告は、平和の礎としての健全な人格及び理想家庭を形成するとともに、宗教・人種・国境の壁を超え、自然と調和した「One Family under God」の実現を牽引する日本を建設することを目的とし、そのために平和国連のモデル形成、日米韓を基軸としたアジア太平洋文明圏の形成への主導的貢献、「平和家庭理想」を基盤とした為に生きる「奉仕文化」の国家と社会への定着を目指すことを目的として、令和 4 年 12 月 15 日に成立した一般社団法人である。

原告が一般社団法人となる前は、原告代表者らが「大阪府平和大使協議会」の名称で活動していたところ、同日に一般社団法人と成り、同協議会の事務局次長を務めていた原告代表者が、原告の理事長に就任した。

原告代表者は、世界平和統一家庭連合（「旧統一教会」と呼称されることがある。以下「本件教団」という。）の信者である。

（甲 3、5、9、弁論の全趣旨）

5 イ 原告は、UPF（Universal Peace Federation）の日本支部で東京都に本部を置くUPF－Japanの大阪支部である。

UPFは、本件教団の創設者により平成17年9月に創設され、アメリカ合衆国ニューヨーク州に本部を置いている。UPFは、本件教団の関連団体である。

（甲 12、25、弁論の全趣旨）

10 （2）本件教団に係る報道等

A元内閣総理大臣が令和4年7月8日に銃撃により殺害された。マスコミ等は、その殺人事件の被疑者が本件教団の信者の子であり、その犯行動機が本件教団への怨恨である旨を報道するとともに、本件教団に係る靈感商法や高額献金といった問題（いわゆる旧統一教会問題）を大きく取り上げるようになった。

15 C内閣総理大臣は、同年8月31日、自由民主党総裁として、自由民主党所属の議員と本件教団との関係を断つこと等の方針を表明した。

（丙 3、17、弁論の全趣旨）

（3）本件各決議

20 ア 富田林市議会は、同年9月28日、同年第3回定例会において、「旧統一教会と富田林市議会との関係を根絶する決議」と題する本件決議2をした。

本件決議2の内容は、別紙2記載のとおりである。

（甲 1、弁論の全趣旨）

25 イ 大阪市会は、同年11月18日、同年第3回定例会において、「旧統一教会等の反社会的団体の活動とは一線を画する決議」と題する本件決議

1 をした。

本件決議 1 の内容は、別紙 1 記載のとおりである。

(甲 2、弁論の全趣旨)

(4) 本件各訴えの提起

5 原告は、同年 1 2 月 2 3 日、本件各訴えを提起した(顕著な事実)。

2 争点

(1) 本件各取消しの訴えの適法性の有無(本件各決議の処分性の有無。本案前の争点)

(2) 本件各決議を取り消すべき違法性の有無

10 ア 請願権の侵害(憲法 1 6 条違反)の有無

イ 思想良心の自由及び信教の自由の侵害(憲法 1 9 条及び 2 0 条 1 項前段違反)の有無

ウ 平等原則違反(憲法 1 4 条 1 項違反)の有無

エ 適正手続の保障違反(憲法 3 1 条違反)の有無

15 (3) 国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求の可否等

ア 請願権の侵害(憲法 1 6 条違反)の有無

イ 思想良心の自由及び信教の自由の侵害(憲法 1 9 条及び 2 0 条 1 項前段違反)の有無

ウ 平等原則違反(憲法 1 4 条 1 項違反)の有無

20 エ 適正手続の保障違反(憲法 3 1 条違反。さらに本件決議 1 につき憲法 1 3 条違反)の有無

オ 名誉毀損に係る違法性の有無

カ 損害の発生の有無及びその額

3 争点に関する当事者の主張

25 (1) 争点(1)(本件各取消しの訴えの適法性の有無(本件各決議の処分性の有無。本案前の争点))について

(原告の主張)

5 ア 本件決議 1 は、①第 1 事件被告の議決機関たる大阪市会による決議であり、地方自治法に基づく公権力の行使であること、②本件教団及びその
10 関連団体という特定人を対象とし、「反社会的団体」という評価的決めつけをした上、「一線を画する」という表現により原告を含む本件教団関係者による大阪市会及び大阪市会議員を含む議会関係者に対する接触ないし働きかけを一方的に拒絶し、もって地方政治のプロセスから排除する
15 ものであって、重大な人権侵害ないし法の下での平等に反する差別的取扱いを内容とするものであること、③その当然の結果として、本件教団及びその関連団体による大阪市会及び大阪市会議員を含む議会関係者に対する憲法上の請願の拒絶をもたらし、その行使を著しく困難にするものであること、④本件決議 1 の対象とされた原告を含む団体が被る深刻な人権侵害からの実効的な救済のためには、本件決議 1 を抗告訴訟の対象とする必要があることからすれば、本件決議 1 は、行政事件訴訟法 3 条
20 2 項にいう処分にあたるというべきである。

25 イ 本件決議 2 は、①第 2 事件被告の議決機関たる富田林市議会による決議であり、地方自治法に基づく公権力の行使であること、②本件教団及びその関連団体という特定人を対象とし、「一切かかわりを持たない」という表現をもって、法的・事実上の関係を問わず、あらゆる関係の断絶を宣言する
30 ものであり、本件教団及びその関連団体による富田林市議会及び同議会議員に対する政治的接触ないし働きかけを一方的に拒絶し、一切の政治的プロセスから排除するとともに、第 2 事件被告との間で交わしている一切の法的関係を拒絶することを宣言するものであること、③その当然の結果として、本件教団及びその関連団体による富田林市議会に対する
35 憲法上の請願の不能及び受理の拒絶をもたらし、既存の契約関係の停止、解除を意味するものであること、④本件決議 2 は、そのタイトルが「旧

統一教会と富田林市議会との関係を根絶する決議」であり、これは、本件教団及びその関連団体を根絶の対象となる反社会的団体であると断定するもので、名誉毀損等の人権侵害の違法行為となるものであること、
⑤本件決議 2 の対象とされた本件教団及び原告を含む関連団体が被る深刻な人権侵害からの実効的な救済のためには、本件決議 2 を抗告訴訟の対象とする必要があることからすれば、本件決議 2 は、行政事件訴訟法 3 条 2 項にいう処分に当たるといふべきである。

(第 1 事件被告の主張)

本件決議 1 は、その文言どおり、「本市会（大阪市会）は、旧統一教会等の反社会的団体の活動に取り込まれることがないよう一線を画することを強く決意する」という議会の意思表示である。本件決議 1 には原告の名称が記載されているわけでもなく、本件決議 1 は、原告を含む国民の権利義務その他の法的地位を形成し又は変動する効果を持つものではない。

したがって、本件決議 1 は、処分性を有しないから、本件取消しの訴え 1 は不適法である。

(第 2 事件被告の主張)

ア 普通地方公共団体の議会は、条例の制定・改廃や予算の策定等の一定の事件について議決しなければならないとされているが（地方自治法 9 6 条）、議決事件でないものについても決議をする場合がある。このような決議は、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的效果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でされる議決をいい、法的効果を伴うものと法的効果を伴わないものがある。決議の多くは、単に政治的效果をねらった事実行為的な意思表示にすぎない。

イ 令和 4 年 9 月当時、旧統一教会（本件教団）が靈感商法などで国民に大きな被害を与え、行政や政治家にまで関係を広げていたことが注目され、

また、第2事件被告が本件教団とアドプトロード（地方公共団体が管理する道路について民間団体が自主的に行う美化活動を地方公共団体が支援する事業）の協定を結んでいたことがマスコミにも報道されたため、市民から疑問の声や、今後の第2事件被告や富田林市議会議員の姿勢を問う声が寄せられていた。本件決議2は、富田林市議会として、市民の疑問に応え、本件教団との関係を根絶する姿勢を示すことを目的とするものであり、単に政治的効果をねらった事実行為をしたものにすぎない。

したがって、本件決議2は、直接特定の私人の具体的な権利義務を形成し、又はその範囲を確定する法的効果を伴うものではない。

ウ 以上のとおり、本件決議2は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政事件訴訟法3条2項）に該当せず、本件取消しの訴え2は、不適法である。

（2）争点（2）（本件各決議を取り消すべき違法性の有無）について （原告の主張）

ア 請願権の侵害

憲法16条は、請願権を保障している。請願権は、民意を国政ないし地方行政に反映させる方法として参政権を補充する重要な政治的権利とされているところ、普通地方公共団体の議会においては議員の紹介により請願書を提出することが必要とされている（地方自治法124条）。

原告は、本件各決議の取消し等を求める請願を行うため、大阪市会議員及び富田林市議会議員に対し、紹介議員になることを依頼する文書を送付したが、これを応諾する議員はおらず、返事すらもらえなかった。これは、本件各決議を理由として、大阪市会及び富田林市議会に対する請願の紹介議員になることを組織的に拒絶するものである。

本件各決議は、本件教団、原告を含む関連団体及び本件教団の信者らが大阪市会及び富田林市議会に対する請願に必要な紹介議員を得ることを

著しく困難にするものである。

本件決議 1 は、本件教団及びその関連団体を「反社会的団体」と評価して「一線を画する」という表現を用いており、大阪市会が関わる政治プロセスからの排除を意味し、また、大阪市会議員に対する強力な拘束力を有するため、原告の地方自治法上の請願権の行使は著しく困難なものとなった。地方自治法上の請願の形式を採らなければ、請願法 5 条が保障する誠実処理がされる法的保障がない。

富田林市議会議員が本件決議 2 に違反した場合、相当程度の確実さをもって議会秩序違反等を理由に戒告、陳謝等の懲罰の対象となることから、多くの富田林市議会議員がこれを恐れて紹介議員になることを断ることが容易に推察される。

以上によれば、本件各決議は、原告の請願権を侵害するものである。

イ 思想良心の自由及び信教の自由の侵害

憲法 19 条及び 20 条 1 項前段は、思想良心の自由及び信教の自由を保障しているところ、本件各決議は、本件教団の信者らの思想良心の自由及び信教の自由を侵害するものである。

UPF は、本件教団の関連団体であり、本件教団の教義に基づいて平和活動等を社会的政治的に実践することを旨とし、アメリカ合衆国ニューヨーク州に本部を置き、国際連合経済社会理事会において総合協議資格を有する国際 NGO である。原告は、UPF の日本支部の UPF-Japan の大阪支部である。

本件教団は、本件各決議により、宗教的实践としての社会活動（例えば、第 2 事件被告に係るアドプトロード事業）の停止を余儀なくされており、本件各決議は、本件教団の関連団体による宗教活動の自由を侵害するものである。

しかも、本件決議 1 は、原告を含む本件教団の関連団体を「反社会的団

体」と明示的に評価して犯罪集団として扱っている。

なお、第 1 事件被告は、法人は思想良心の自由を享有するとは考えられないと主張するが、思想良心の自由の保障は、性質上可能な限り、内国の法人にも適用されるものである。また、第 1 事件被告は、原告は、本件決議 1 の後に法人として成立したものであるから、本件決議 1 がその後

5 後に成立した法人の思想良心の自由を侵害することはないと主張するが、原告は、平成 26 年 5 月 31 日に成立した大阪府平和大使協議会をそのまま承継して成立したものであり、同協議会とその目的や組織も全く同じであり、同協議会と実質的な同一性を有する。したがって、

10 上記の第 1 事件被告の主張はいずれも理由がない。

ウ 平等原則違反

本件各決議は、普通地方公共団体の議会が特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断するものであり、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式又は宗教活動を理由に、思想良心の自由、信教の自由、請願権につ

15 いて規制し、差別的取扱いをするものである。このような差別的取扱いは、憲法 14 条 1 項の法の下での平等の原則に違反するものである。

しかも、本件決議 1 は、原告を含む本件教団の関連団体を「反社会的団体」と明示的に評価して犯罪集団として扱っている。

エ 適正手続の保障違反

本件決議 1 は、本件教団及び原告を含む本件教団の関連団体が「反社会的団体」とあるという決めつけを行っている。地方公共団体の機関が、特定の団体に対し、「反社会的団体」とあると決めつけ、不利益な処遇をするには、適正な手続が必要である。大阪市会は、本件教団に対する偏見と不正確な情報のみに基づいて本件決議 1 による不名誉と不利益な処

20 遇を強いたのであり、これは深刻な人権侵害である。大阪市会が本件決議 1 をするには、手続上、本件教団及びその関連団体に弁解の機会を付

25

与すべきであったにもかかわらず、これを付与しなかった。本件教団及びその関連団体は、憲法 31 条又は 13 条に基づく適正手続の保障を受けなかった。本件決議 1 は、憲法 31 条又は 13 条が保障する原告の適正な手続を受ける権利を侵害する。

5 本件決議 2 は、原告を含む本件教団の関連団体に対し、「根絶」の対象となる反社会的団体であるという汚名を着せたものであるところ、富田林市議会が、特定の団体との関係を根絶し、一切の関わりを持たないという懲罰的取扱いを行うためには、当該団体が犯罪集団ないし反社会的団体であるという判断が必要であり、そのためには、法の定めによる適
10 正かつ公平な手続を経ることが必要である。ところが、富田林市議会は、印象操作に基づいて社会的に形成された不当な烙印に基づいて、本件教団及びその関連団体の弁明の機会を設けることなく、請願権の制約等の不利益を強いる処分（本件決議 2）を行った。富田林市議会が本件決議
15 2 をするには、手続上、本件教団及びその関連団体に弁解の機会を付与すべきであったにもかかわらず、これを付与しなかった。したがって、本件決議 2 は、憲法 31 条の保障する原告の適正な手続を受ける権利を侵害する。

オ まとめ

 以上のとおり、本件各決議には憲法違反の違法がある。

20 (第 1 事件被告の主張)

ア 本件決議 1 は、大阪市会の自律的な意思の表明にとどまり、原告の請願権を侵害するものではない。また、請願の提出要件である紹介議員になるか否かは議員の自由意思によるのであり、原告の請願に紹介議員が得られなかったとしても、それは各議員の意思によるものであり、本件決議 1 の直接の効果ではない。仮に紹介議員がいなくても陳情書を提出する
25 など大阪市会に自らの意思を伝える手段はあるから、原告が請願の紹

介議員を得ることができなかったとしても、本件決議 1 が原告の請願権を違法に侵害することにはならない。

イ 原告は、法人であるから、基本的に思想良心の自由を享有するとは考えられない。また、原告は、本件決議 1 の後に法人として成立したものであるから、本件決議 1 がその後に成立した法人の思想良心の自由を侵害することはあり得ない。

本件決議 1 は、原告の信教の自由を侵害するものではない。

ウ 本件決議 1 は、憲法 14 条 1 項に違反するものではない。

エ 本件決議 1 は、憲法 31 条及び 13 条に違反するものではない。

オ 以上によれば、本件決議 1 に憲法違反の違法はない。

(第 2 事件被告の主張)

ア 本件決議 2 は、富田林市議会において、単に政治的効果をねらった事実行為をしたものにすぎず、法的効力を有するものではない。原告による本件決議 2 の取消しを求める請願について紹介議員になるか否かは、飽くまで議員が自らの意思により判断する事項である。したがって、本件決議 2 により、原告の請願権が侵害されたということとはできない。

イ 本件決議 2 は、本件教団の教義ではなく、専ら本件教団の外部的行為ないし世俗的側面に着目して行われたものであり、原告の思想及び良心の自由や、内心における信仰の自由を規制するものではない。本件決議 2 は、法的効力を有するものでなく、原告の思想良心の自由や信教の自由を何ら制限する効力を有するものではない。

したがって、本件決議 2 は、原告の思想良心の自由及び信教の自由を侵害するものではない。

なお、第 2 事件被告に係るアドプトロード事業（アドプトロード事業とは、地方公共団体が管理する道路について民間団体が自主的に行う美化活動を地方公共団体が支援する事業をいう。）は、本件教団（富田林教

会)、第2事件被告及び大阪府富田林土木事務所の三者が平成28年7月5日付けで協定を締結していたところ、同事務所が本件教団からの活動報告が2年以上されていないことを理由として令和4年8月10日付けで上記協定を解除したものであり、本件決議2と上記協定の解除とは関係がない。

ウ 本件決議2は、事実行為にすぎず、法的効力を有するものではなく、その内容も「一切かかわりを持たない」という抽象的なものにとどまっております。本件教団とそれ以外の宗教団体との間で取扱いを異にする具体的な内容を決議したものではありません。また、本件決議2は、本件教団の活動の世俗的側面に着目して行われたものであり、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式又は宗教活動を理由にしたものではなく、本件教団及びその関連団体とそれ以外の宗教団体との間で宗教活動を理由とする不合理な差別をするものではない。

エ 本件決議2は、原告の権利を侵害するものではなく、原告に不利益を強いる処分ではないから、適正手続の保障が問題となる余地はない。

オ 以上によれば、本件決議2に憲法違反の違法はない。

(3) 争点(3)(国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求の可否等)について

(原告の主張)

ア 前記(2)(原告の主張)アのとおり、本件各決議は、原告の請願権を侵害するものであり、国家賠償法1条1項所定の違法行為に当たる。

イ 前記(2)(原告の主張)イのとおり、本件各決議は、思想良心の自由及び信教の自由を侵害するものであり、国家賠償法1条1項所定の違法行為に当たる。

また、信教の自由には、宗教団体やその関連団体による信仰の核心部分と密接に関連する活動の自由も含まれている。原告は、本件教団の関連

団体として、その教義を実践するため、政治活動及び社会活動を行い、地域の福祉活動（例えば、アドプトロード事業）にまい進してきた。ところが、本件各決議により、上記活動がいずれも困難となった。第2事件被告に係るアドプトロード事業については理由なく解除された。本件各決議は、原告の信仰の自由に基づく宗教活動の自由を阻害するものであり、国家賠償法1条1項所定の違法行為に当たる。

ウ 前記（2）（原告の主張）ウのとおり、本件各決議は、法の下の平等の原則に違反するものであり、国家賠償法1条1項所定の違法行為に当たる。

エ 前記（2）（原告の主張）エのとおり、本件各決議は、原告の適正手続を受ける権利を侵害するものであり、国家賠償法1条1項所定の違法行為に当たる。

オ 名誉毀損

本件各決議は、公然と、事実を摘示し、又は、意見論評をもって原告の社会的評価を低下させるものであり、名誉毀損の不法行為が成立する。また、本件各決議は、現在も、第1事件被告及び第2事件被告それぞれの公式ウェブサイトに掲載されており、これらも原告の社会的評価を低下させる名誉毀損の不法行為を構成する。

第1事件被告及び第2事件被告が国家賠償法1条1項の損害賠償責任を免れるためには、第1事件被告及び第2事件被告において、事実摘示によるものについては「真実性の証明」や「真実相当性の証明」の抗弁を、意見論評によるものについては「公正な論評」の抗弁をそれぞれ主張立証しなければならない。

（ア）本件決議1について

原告は本件教団の関連団体であるところ、本件決議1は、本件教団及びその関連団体を「反社会的団体」とであると評価的決めつけをした。本

件決議 1 は、一般読者の普通の注意と読み方からすれば、原告等が指定暴力団に相応する犯罪集団であるとの誤った印象を抱かせ、又は、その誤った評価を強化するものであり、原告等の社会的評価を著しく低下させた。

5 本件決議 1 の内容は、①本件教団が靈感商法等の違法行為を現在も継続しているという事実の摘示、②政治家との関係に関する事実の摘示とそれが違法行為であるという意見論評、本件教団による違法で悪質な活動により重大な被害が生じているという事実の摘示とその救済が必要であるなどという意見論評、③元大阪市の施設が、旧統一協会の信者が経営する企業に買い取られ、大阪市内の一大拠点となっているという事実の摘示、これを前提事実とする旧統一教会の関係者への売却に加担したことに対する忸怩たる思いという反省を表明する意見論評、④旧統一教会等（「等」は本件教団の関連団体を意味する。）が反社会的団体であるという事実の摘示から成る。上記①及び②の事実の摘示及び意見論評は、
10 本件教団に向けられたものであるが、全体を読むと、本件教団の関連団体に対する誹謗であり、大阪市内で活動してきた原告に対する非難でもあり、本件教団及び原告を含む関連団体が、元信者ら被害者に重大な被害を生じさせる違法で悪質な行為を行っている団体であるという印象を与え、上記③は、当該信者の会社が本件教団と一体性を有する反社会的
15 団体であるという事実の摘示により、本件教団の関連団体である原告も本件教団と一体性を有する反社会的団体であると中傷するものであり、上記④は、上記①から③までとあいまって、本件教団及び原告を含む本件教団の関連団体が悪質な犯罪行為を組織的に継続している反社会的団体であるという事実が真実であるかのような悪印象を市民に与えるものである。
20
25

本件決議 1 は、原告の社会的評価を著しく低下させる名誉毀損の不法

行為を構成し、国家賠償法 1 条 1 項所定の違法行為に当たる。

第 1 事件被告は、本件決議 1 が原告が設立される前の行為であることを理由に本件決議 1 により原告の社会的評価が貶められたとはいえない旨主張する。しかし、原告は、平成 26 年 5 月 31 日に成立した大阪府平和大使協議会をそのまま承継して成立したものであり、同協議会とその目的や組織も全く同じである。また、本件決議 1 は、現在も第 1 事件被告の公式ウェブサイトに掲載されており、原告の社会的評価を低下させ続けている。したがって、上記の第 1 事件被告の主張は理由がない。

第 1 事件被告は、本件決議 1 は、内部規律の問題にとどまるから、大阪市会の自律的な判断に委ねるのが適当であると主張する。しかし、本件決議 1 は、本件教団及び原告を含む関連団体を反社会的団体と決めつけ、その社会的評価を低下されるものであるから、議会の内部規律の問題にとどまるものではない。したがって、上記の第 1 事件被告の主張は理由がない。

(イ) 本件決議 2 について

a 本件決議 2 は、「根絶」という言葉を用いているところ、根絶とは「ねだやし」の言い回しであり、通常、指定暴力団等の反社会的団体又は害虫若しくは病原菌を対象とする言葉である。本件決議 2 は、一般読者の普通の注意と読み方からすれば、本件教団及びその関連団体が反社会的団体類似の犯罪集団であるとの印象を抱かせるものであり、本件教団及びその関連団体の一つである原告の社会的評価を著しく低下させるものである。

本件決議 2 は、①「旧統一教会が靈感商法などで、国民に大きな被害をあたえ、行政や政治家にまで関係をひろげていたことが注目されている。」、②「富田林市が世界平和統一家庭連合とアドプトロードの協定を結んでいたことがマスコミにも報道され、市民から疑問の声や、

今後の市や市会議員の姿勢を問う声が寄せられている。」という摘示した事実に加え、その他の「旧統一教会との関係を根絶するため」等の意見論評等からすれば、③「本件教団及びその関連団体が法令に違反する犯罪的で悪質な行為を組織的に継続している忌避すべき反社会的団体である」という事実による悪印象を与えるものである。

本件決議2は、上記①及び②の事実を摘示することにより、また、上記①から③までの事実を前提事実とする意見論評により、本件教団の関連団体である原告の社会的評価を著しく低下させるものであり、不法行為といえる。

b また、原告は本件決議2において害虫扱いされたため、原告の名誉感情が著しく傷ついた。

c したがって、本件決議2は、原告に対する名誉毀損及び侮辱の行為であり、国家賠償法1条1項所定の違法行為に当たる。

カ 損害

原告は、本件各決議により主観的な権利の侵害を受けたところ、その精神的苦痛を慰謝し、又は、無形の損害を填補するには、第1事件被告及び第2事件被告それぞれによる各300万円の支払が必要である。

また、弁護士費用は、第1事件被告及び第2事件被告それぞれについて各50万円を下らない。

キ 本件各決議は、大阪市会及び富田林市議会による公権力の行使であり、また、大阪市会及び富田林市議会は、本件各決議が前記アからオまでの違法があることを知りながら、又は、知り得たにもかかわらず漫然とこれを認識しないまま、本件各決議をした。

ク 結論

以上によれば、第1事件被告及び第2事件被告は、それぞれ、原告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、350万円の損害を賠償する責任が

ある。

(第1事件被告の主張)

ア 否認ないし争う。

イ 前記(2)(第1事件被告の主張)と同じ。

5 ウ 原告の名誉毀損の主張について

(ア) 原告は、本件決議1当時、法人として存在していたわけではなく、名誉権を享有する主体でもなかった。本件決議1後に原告が設立されたからといって、本件決議1が遡及的に原告に対する権利侵害となるとは考えられない。本件決議1当時には原告に対する社会的評価も存在しなかったと考えられるから、本件決議1により原告の社会的評価が貶められたとはいえない。

10

なお、本件決議1は、反社会的団体の代表例として旧統一教会を例示しており、本件決議1にいう「旧統一教会等」の「等」は、旧統一教会以外に反社会的な活動をする団体が存在すれば、同様に当該団体の活動と一線を画するという意味であり、原告が名指しされているものではない。

15

(イ) 本件決議1について、通常の名誉毀損の事案の判断枠組みでは判断し得ず、次のとおり判断すべきである。

a 本件決議1は、「本市会は、旧統一教会等の反社会的団体の活動に取り込まれることがないよう一線を画することを強く決意する」というものであって、大阪市会の決意を表明したものであり、かつ、画する一線の内容は明確には示されておらず、必ずしも拘束力を有するものではない。また、一線を画する主体となるのは機関として的大阪市会そのもの及び大阪市会を構成する各議員であって、仮に何らかの拘束力があるとしても、大阪市会の内部的なもの又は政治的道義的なものにとどまることは明白であり、最高裁平成31年2月14日第一小

20

25

法廷判決・民集 7 3 卷 2 号 1 2 3 頁及び最高裁令和 2 年 1 1 月 2 5 日
大法廷判決・民集 7 4 卷 8 号 2 2 2 9 頁にいう内部規律の問題にとど
まるものである。したがって、仮に本件決議 1 が原告と何らかの関係
を有するとしても、大阪市会の自律的な判断に委ねるのが適当であり、
国家賠償法上違法とはいえない。

5
b 地方議会議員の職務行為についても、国会議員について、国家賠償
法 1 条 1 項による国の損害賠償責任が肯定されるためには、国会議員
が、その職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示
し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示す
るなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれ
10
を行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とする
とされていること（最高裁平成 9 年 9 月 9 日第三小法廷判決・民集 5
1 卷 8 号 3 8 5 0 頁）と同様に考えるべきである。

本件決議 1 は、大阪市会の全会一致による決議であり、大阪市会議
15
員の職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、
あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するな
ど、大阪市会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いて決議
したと認め得るような特別の事情は一切認められない。

したがって、大阪市会議員の職務行為という面からみても、本件決
20
議 1 が国家賠償法上違法であるということとはできない。

エ 以上によれば、原告の第 1 事件被告に対する損害賠償請求は理由がない。
(第 2 事件被告の主張)

ア 否認ないし争う。

イ 前記 (2) (第 2 事件被告の主張) と同じ。

25
ウ 原告の名誉毀損及び名誉感情侵害の主張について

(ア) 本件決議 2 は、原告の社会的評価を低下させるものではないこと

本件決議 2 のうち、①「旧統一教会が靈感商法などで、国民に大きな被害をあたえ、行政や政治家にまで関係をひろげていたことが注目されている。」という部分は、本件決議 2 がされた令和 4 年 9 月当時、世間において広く報道されていた内容について「注目されている」として、
5 当時の世論の状況を指摘したにとどまる。また、②「富田林市が世界平和統一家庭連合とアドプトロードの協定を結んでいたことがマスコミにも報道され、市民から疑問の声や、今後の市や市会議員の姿勢を問う声が寄せられている。」という部分は、本件決議 2 がされる前の令和 4 年 8 月 13 日、第 2 事件被告が本件教団とアドプトロードの協定を締結し、
10 国道沿いの歩道に看板が設置されていたことがマスコミに報道されたことを踏まえ、「市民から疑問の声や、今後の市や市会議員の姿勢を問う声が寄せられている。」という当時の世論の状況を指摘したにとどまる。

したがって、一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば、上記①及び②の表現は、「本件教団及びその関連団体が法令に違反する
15 犯罪的で悪質な行為を組織的に継続している忌避すべき反社会的団体である」という意味を有するものではなく、原告の社会的評価を低下させる事実を摘示するものではない。

本件決議 2 のうち、③「富田林議会として、市民の疑問にこたえ、旧統一教会との関係を根絶するため、以下 2 点を決議する。」などとして
20 いる部分は、上記①及び②を前提として、富田林市議会として、市民の疑問に応え、本件教団との関係を今後は持たないという自らの姿勢を表明したものであり、一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば、「本件教団及びその関連団体が法令に違反する犯罪的で悪質な行為を組織的に継続している忌避すべき反社会的団体である」という事実
25 を前提とする論評や意見表明ではなく、原告の社会的評価を低下させるものではない。そして、本件決議 2 のタイトルの「関係を根絶する」と

いう表現等についても、上記事実を摘示するものではない。

以上によれば、本件決議 2 は、原告の社会的評価を低下させるものではなく、名誉毀損の違法行為とはいえない。

(イ) 本件決議 2 について、富田林市議会議員は職務上の法的義務に違反しておらず、国家賠償法上の違法性は認められないこと

原告の主張は、本件決議 2 について、富田林市議会議員が、議案を提出し、これに賛成票を投じることにより、本件決議 2 を成立させた行為について、原告の社会的評価を低下させる名誉毀損等であり、国家賠償法 1 条 1 項の違法性が認められる旨主張するものと解される。

ところで、公務員による公権力の行使に同項の違法性があるというためには、公務員が、職務上の法的義務に違反したと認められることが必要である。

地方公共団体の議会は、住民の代表機関、決議機関であるとともに、立法機関であって、議会においては自由な討論を通じて民主主義政治が実践されるべきであるから、その議員は、議会の構成員としての職責を果たすため自らの政治的判断を含む裁量に基づき議案を提出し、これに賛成票を投じることにより、決議を成立させることができる。したがって、議会で成立した決議の内容が、第三者の名誉を毀損したり名誉感情を害したりするものであったとしても、これによって当然に同項の違法行為があったとして地方公共団体に損害賠償責任が生じるものではなく、かかる責任が肯定されるためには、当該議員が、その職務とは関わりなく、違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示した上で、決議を成立させるなど、当該議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行っていたと認め得るような特別の事情があることを要すると解するのが相当である。

本件決議 2 についてみると、本件決議 2 は、令和 4 年 9 月当時、本件教団が靈感商法などで国民に大きな被害を与え、行政や政治家にまで関係を広げていたことが注目されており、第 2 事件被告が本件教団とアドプトロードの協定を結んでいたことがマスコミにも報道され、市民から疑問の声や今後の市や市議会議員の姿勢を問う声が寄せられていたことなどを踏まえて、富田林市議会として、市民の疑問に応え、本件教団との関係を今後は持たないという自らの姿勢を表明したものである。すなわち、富田林市議会議員は、本件教団及びその関連団体との関係について、議員としての資質ないし姿勢が問われる事態が生じたことから、その職務の一環として、住民に対する説明責任を果たす意図及び目的で本件決議 2 を成立させたものである。

以上のとおり、富田林市議会議員は、議員として、選挙権（憲法 9 3 条 2 項）を有する住民に対する説明責任を果たすため、本件決議 2 を成立させたのであり、議員の職務と関わりなく、違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示した上で、決議を成立させるなど、議員に付与された権限の趣旨に背いて当該権限を行使したのではない。

したがって、本件決議 2 について、富田林市議会議員は、職務上の法的義務に違反したものではなく、国家賠償法 1 条 1 項の違法性は認められない。

エ 以上によれば、原告の第 2 事件被告に対する損害賠償請求は理由がない。

第 3 当裁判所の判断

1 争点（1）（本件各取消しの訴えの適法性の有無（本件各決議の処分性の有無。本案前の争点））について

行政事件訴訟法 3 条 2 項の定める処分の取消しの訴えの対象となる行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為は、公権力の主体たる国又は公共団体が

行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。

5 本件決議1の内容は、別紙1記載のとおりであるところ、本件決議1は、大阪市会として「本市会（大阪市会）は、旧統一教会等の反社会的団体の活動に取り込まれることがないよう一線を画することを強く決意する。」などという意思を事実上表明するものにすぎない。また、本件決議2の内容は、別紙2記載のとおりであるところ、本件決議2は、富田林市議会として「富田林市議会議員は、旧統一教会及びその関連団体とは一切かかわりを持たない。」などという意思を事実上表明するものにすぎない。言い換えれば、本件各決議は、大
10 阪市会及び富田林市議会が法令上の権限に基づいてした議決（地方自治法96条等参照）ではなく、事実上の意思決定としての決議にすぎないといえる。したがって、本件各決議は、いずれも、政治的な意味を有する事実上の効果を伴うものであるといえるとしても、法的効果を伴うものではない。

15 以上によれば、原告のその余の主張を踏まえても、本件各決議は、いずれも上記の行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に当たらない。そうすると、本件各取消しの訴えは、いずれも、処分の取消しの訴えの対象とならない本件各決議を対象として、処分の取消しの訴えを提起するものであるから、不適法である。

20 したがって、本件各取消しの訴えは、その余の点（争点（2）（本件各決議を取り消すべき違法性の有無））を判断するまでもなく、いずれも不適法であるから、却下を免れない。

2 争点（3）（国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求の可否等）について

（1）原告は、普通地方公共団体の議会に請願するためには、議員の紹介が必要
25 であるところ（地方自治法124条）、本件各決議により、原告が大阪市会及び富田林市議会に対する請願に必要な紹介議員を得ることが著しく困難と

なっており、本件各決議は、原告の請願権を侵害するものである旨主張する。

しかし、本件各決議は、前記１のとおり、大阪市会及び富田林市議会がその意思を事実上表明するものにすぎず、法的効果を伴うものではない。また、本件各決議の内容は、別紙１及び２各記載のとおりであり、原告の請願権を直接制限するようなものではない。仮に、原告が主張するとおり、本件各決議により、原告が大阪市会及び富田林市議会に対する請願に必要な紹介議員を得ることが著しく困難となっているとしても（甲３から６まで、２５参照）、当該請願に議員の紹介を必要とするのは、地方自治法１２４条の規定によるものであり、本件各決議とは直接の関係がない上、当該請願の内容に賛意を表する紹介議員となるかどうかは、最終的には大阪市会議員及び富田林市議会議員が自らの意思で判断する事柄であり、本件各決議の直接の効果ではない。なお、原告において、大阪市会議員及び富田林市議会議員の紹介を得ることができず、大阪市会議員及び富田林市議会に請願書を提出することができないとしても、陳情書を提出することが妨げられるわけではなく、請願以外の方法で大阪市会及び富田林市議会に自らの希望を開陳することが妨げられるわけではない。

以上によれば、本件各決議が原告の請願権を侵害するものであるとは認められず、上記の原告の主張は採用することができない。

（２）原告は、本件各決議は、本件教団の信者らの思想良心の自由及び信教の自由を侵害するものである旨主張する。

しかし、原告の主張をみても、本件各決議が、いかなる理由から、原告の思想良心の自由や信教の自由を侵害することになるのかが判然としない（なお、証拠（甲１６、１７）及び弁論の全趣旨によれば、本件教団富田林教会、大阪府富田林土木事務所及び第２事件被告との間でアドプト・ロード・プログラムの協定が結ばれ、大阪府から令和４年８月１０日付けで解除の通

知がされたことが認められるが、同解除は、その時期の前後関係からすれば、本件決議 2（同年 9 月 28 日付け）によりされたものと認めることは困難である。）。また、本件各決議は、前記 1 のとおり、大阪市会及び富田林市議会がその意思を事実上表明するものにすぎず、法的効果を伴うものではない。そして、本件各決議の内容は、別紙 1 及び 2 各記載のとおりであり、原告ないしその社員の思想良心の自由や信教の自由それ自体を制限するものではない。

したがって、本件各決議が原告の思想良心の自由や信教の自由を侵害するものであるとは認められず、上記の原告の主張は採用することができない。

(3) 原告は、本件各決議は、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式又は宗教活動を理由に、思想良心の自由、信教の自由、請願権について規制し、差別的取扱いをするものであり、法の下での平等の原則に違反する旨主張する。

しかし、本件各決議は、前記 1 のとおり、大阪市会及び富田林市議会がその意思を事実上表明するものにすぎず、法的効果を伴うものではない上、前記 (1) 及び (2) のとおり、原告の請願権や思想良心の自由、信教の自由を侵害するものではない。

また、本件各決議の内容をみるに、本件決議 1 は、大阪市会が、当時の本件教団をめぐる社会的情勢や、大阪市と本件教団と間の元大阪市の施設に関する関係等を踏まえ、「本市会（大阪市会）は、旧統一教会等の反社会的団体の活動に取り込まれることがないよう一線を画することを強く決意する。」などとするものである。そして、本件決議 2 は、富田林市議会が、当時の本件教団をめぐる社会的情勢や、第 2 事件被告が本件教団とアドプトロードの協定を結んでいたことについて市民から疑問の声や今後の第 2 事件被告や富田林市議会議員の姿勢を問う声が寄せられたこと等を踏まえ、「富田林議会議員は、旧統一教会及びその関連団体とは一切かかわりを持たない。」などとするものである。このような本件各決議の内容に照らすと、本

件各決議は、原告の信仰、世界観、儀式又は宗教活動そのものを理由としてされたものではなく、これらを理由に差別的取扱いをするものではない。

したがって、上記の原告の本件各決議が法の下での平等の原則に違反する旨の主張は、その前提を異にしており、採用することができない。

5 (4) 原告は、大阪市会及び富田林市議会は、本件各決議をするに当たり、本件教団及びその関連団体に弁解の機会を付与すべきであったにもかかわらず、これを付与しなかったから、本件各決議は、憲法 31 条又は 13 条が保障する原告の適正な手続を受ける権利を侵害する旨主張する。

10 しかし、本件各決議は、前記 1 のとおり、大阪市会及び富田林市議会がその意思を事実上表明するものにすぎず、法的効果を伴うものではない。このような本件各決議については、そもそも憲法 31 条の保障が及ぶと解すべきかについて疑問が存する上、憲法 31 条の保障が及ぶと解したとしても、大阪市会及び富田林市議会が本件各決議をするに当たり、原告に弁解の機会を付与しなかったことをもって、憲法 31 条の法意に反するとはいえず、同様の理由から、憲法 13 条に反するともいえない。

15

したがって、上記の原告の主張は採用することができない。

(5) 原告は、本件各決議により原告の名誉が毀損され、本件決議 2 により原告の名誉感情が害され、これらは不法行為を構成し、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法である旨主張する。

20 ア まず、名誉毀損等の点に関して、普通地方公共団体の議会の決議がどのような場合に国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるかについて検討する。

(ア) 国家賠償法 1 条 1 項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるから、公務員による公権力の行使に係る行為に

25

同項にいう違法があるというためには、公務員が、当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要であると解される（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁、最高裁平成20年4月15日第三小法廷判決・民集62巻5号1005頁等参照）。

したがって、普通地方公共団体の議会の決議が同項の適用上違法となるかどうかは、その決議に関与した議員の職務上の法的義務に違背して当該決議がされたかどうかによることとなる。

(イ) ところで、憲法92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めると規定する。憲法93条1項は、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると規定し、地方自治法（令和5年法律第19号による改正前のもの）89条は、普通地方公共団体に議会を置く規定しており、議会は、普通地方公共団体の必置機関であるといえる。そして、憲法93条2項は、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙すると規定している。このように、憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則として、その施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則を採用しており、普通地方公共団体の議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有することからすれば、このような議会の権限に属する議決や決議に関する事項については、議会が上記のような議事機関であることの性質上、議会

の自律的な権能に関わるものとして、十分に尊重されるべきものといえる。

(ウ) また、前記(イ)のとおり、普通地方公共団体の議会は、所定の重要事項についての意思決定の権能を有する議事機関であるところ、地方自治法上、議決を始めとする多くの権限を有しており（同法96条から100条の2まで等参照）、とりわけ、同法96条の定める議決事件の内容に照らすと、議会は、重要事項の中心部分である立法に関する意思決定（同条1項1号から3号まで参照）にとどまらず、重要な行政上の意思決定の権能も担っていること（同項4号以下参照）などからすれば、普通地方公共団体の議会は、広範な権限や権能を有するといえる。

(エ) そして、議会は、通常、議決（法令上の権限に基づく法的効果を伴うもの）又は決議（多くは法的効果を伴わない事実上のもの）により意思決定をするが、前記のとおり、議会が、いわゆる住民自治の原則の下、前記(イ)及び(ウ)のような広範な権限や権能を有していることに照らすと、議会の決議については、法令上の明文の根拠規定のない、政治的意味を持つものであっても、少なくとも当該普通地方公共団体の事務に関する事項に関するものや当該普通地方公共団体の公益に関するものである限り、議会の権限に属するものと解される。

本件各決議は、いずれも上記の決議に当たるところ、その内容は、別紙1及び2各記載のとおり、大阪市会及び富田林市議会ないしその議員と本件教団等との関係等に関するものであり、本件各決議当時、本件教団に係る靈感商法や高額献金といった問題（いわゆる旧統一教会問題）がマスコミ等で大きく取り上げられるなどして社会問題となっていたこと（前記前提事実(2)）からすると、少なくとも大阪市及び富田林市の公益に関するものであるといえるから、本件各決議は、大阪市会及び富田林市議会の権限に基づきされたものといえる。

(オ) 本件各決議が国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法といえるか否かの判断に当たっては、本件各決議の内容が、大阪市会及び富田林市議会と本件教団等という第三者との関係等に関するものであり、一般市民法秩序との関係が問題になり得るものであることや、本件の国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求において主張されている権利利益の内容・性質にも照らすと、本件各決議は、大阪市会及び富田林市議会の内部規律の問題にとどまるものとはいえないから、普通地方公共団体の議会の自律性の観点を踏まえても、その判断を差し控えることなく、本件各決議が国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法といえるか否かを検討する必要があるというべきである。

もっとも、前記（イ）から（エ）までのとおり、普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の必置機関である上、議事機関として自律的な権能を有し、また、いわゆる住民自治の原則の下、広範な権限や権能を有するものである。このような議会の法的地位・性質や広範な権限ないし権能等に照らせば、議会が、議事機関としての権限に基づいて決議をするに当たり、どのような事項をどのような内容で行うかについては、政治的なものを含め、議会の裁量的な政策判断に委ねられているというべきである。

そうすると、普通地方公共団体の議会の決議において、個人や法人の名誉ないし社会的評価を低下させたり名誉感情を害したりする内容が含まれるとしても、これによって当然に国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法ということはできず、議会が当該個人又は法人の社会的評価を低下させたりするためにあえて当該決議をしたなど、当該決議の内容が議会の議事機関としての権限を逸脱又は濫用するものであると評価することができる場合であり、かつ、当該決議に関与した議員が職務上の法的義務に違背して当該決議をしたといえる場合に限り、国家賠償法 1 条 1 項の適

用上違法となるというべきである。

以上の観点を踏まえ、以下、本件各決議が国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であるといえるかを検討する。

イ 本件決議 2 について

（ア）認定事実

前記前提事実に加え、後記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件決議 2 に関し、以下の事実が認められる。

a 令和 4 年 7 月 8 日から同年 9 月 28 日（本件決議 2 がされた日）までの本件教団に係る社会的情勢及び国の動き等

（a）前記前提事実（2）のとおり、A 元内閣総理大臣が令和 4 年 7 月 8 日に銃撃により殺害された。その後、殺人事件の被疑者が、その動機について、本件教団の信者である母が高額の献金をして家庭が崩壊したため、本件教団を恨んでおり、A 元内閣総理大臣が本件教団を広めたと考え、襲撃したと述べた旨の報道がされた。また、上記銃撃事件がきっかけとなって、マスコミ等において、本件教団に係る靈感商法や高額献金といった問題（いわゆる旧統一教会問題）が大きく取り上げられるようになった。

（丙 3、弁論の全趣旨）

（b）C 内閣総理大臣は、同月 31 日、記者団の質問に対し、本件教団と閣僚や自由民主党所属の国会議員とのつながりについて、社会的に問題となっている団体との関係については、政治家の立場からそれぞれ丁寧に説明していくことが大事だと述べた。

（丙 4）

（c）大阪維新の会は、同年 8 月 2 日、内部調査の結果として、本件教団の関連団体と関わりのあった、大阪維新の会所属の地方議会議員 16 名の氏名を公表した。

大阪維新の会のD代表（大阪府知事）は、同月3日、大阪維新の会所属の議員及び首長に対し、本件教団やその関連団体との関わりを今後持たないよう通知する方針を明らかにした。

（丙5）

5 （d）本件教団の名称が変更された当時の文部科学大臣であった自由民主党所属のE衆議院議員は、同月4日、「今となったら責任を感じる。」、「今後は関係団体含めて、一切関係は絶つと明言したい。」などと述べた。

（丙6）

10 （e）自由民主党は、同月9日、F幹事長名で、自由民主党所属の議員に対し、国民に疑念を持たれることがないように、本件教団との関係を点検し、適正に見直すことを求める旨の通達を出した。

（丙7）

15 （f）C内閣総理大臣は、同年8月10日、内閣改造に伴い、本件教団が関連する不法行為の相談や被害者救済に万全を期すことを関係閣僚に指示し、G法務大臣（当時）は、同月15日、本件教団をめぐる問題に対応するため、関係省庁連絡会議を設置することを明らかにした。

20 政府において、本件教団について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあつせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を開催することとし、同月18日、同関係省庁連絡会議の第1回が開催された。

25 なお、同関係省庁連絡会議は、同年9月30日に第2回が、同年11月10日に第3回がそれぞれ開催された。

消費者庁は、同年８月２６日、「旧統一教会」問題等のいわゆる
霊感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請が高ま
っていることを踏まえ、「霊感商法等の悪質商法への対策検討会」
を開催し、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を
検討することとし、同月２９日、同年９月７日、同月１５日、同月
２２日、同月２８日、同年１０月４日及び同月１３日の７回にわた
って同対策検討会を開催し、審議を行った。なお、同対策検討会は、
同月１７日、上記審議を踏まえ、これまでの霊感商法等に関する消
費生活相談の状況及びその対応を振り返った上で、本件教団への対
応及び法制度の関する事項等について提言を行う報告書を作成し、
公表した。

（乙２、丙８、１１、１２）

（g）自由民主党のF幹事長は、同年８月２２日、自由民主党所属の議
員と本件教団及びその関連団体とが関係を有するという問題を受け、
本件教団を念頭に置いて、社会的に問題が指摘されている団体と自
由民主党が関係を一切持たないことを自由民主党の運営指針である
ガバナンスコードに盛り込む方針を明らかにした。

自由民主党は、同月２６日、自由民主党所属の全ての国会議員に
ついて、本件教団及びその関連団体との接点の有無を確認する調査
に着手した。

C内閣総理大臣は、同月３１日、自由民主党総裁として、本件教
団の問題について国民から懸念や疑問の声があることについて陳謝
した上で、本件教団との関係を断つことを自由民主党の基本方針と
する旨表明し、自由民主党所属の議員に徹底する意向を示すなどし
た（前記前提事実（２）参照）。

自由民主党は、同年９月８日、自由民主党所属の国会議員３７９

名のうち、本件教団及びその関連団体と接点があったと回答した議員が179名であるという点検結果を公表した。自由民主党は、本件教団との関係を断つことを基本方針としていたところ、これを地方議会議員にも広げることとした。

5 (丙13、14、16から18まで)

(h) 立憲民主党は、同年8月23日、本件教団と立憲民主党所属の議員との関係に関する調査の結果、新たに7名の立憲民主党所属の議員について本件教団との接点を確認されたと発表し、同日時点で本件教団との接点を確認された立憲民主党所属の議員は合計14名となった。

10 (丙14)

b 本件決議2に至る経緯等

(a) 第2事件被告が大阪府及び本件教団とアドプトロード（歩道や植樹帯などを月1回程度清掃する活動）の協定を結んでいたこと、これにより公共の看板に本件教団の名称等が記載されていたこと、同看板が同年8月11日に大阪府により撤去されたことが、同月16日、マスコミにより報道された。この報道において、宗教団体が社会貢献活動に関わることは歓迎すべきことであるが、反社会的な活動をしている団体が行政のお墨付きを得るために行うのであれば本末転倒である旨等の龍谷大学准教授（仏教学）の指摘が紹介された。

20 なお、上記協定は、大阪府により同月10日付けで解除された。

(甲16、17、42、43、丙20)

(b) 前記(a)の報道がされたこと等から、第2事件被告及び富田林市議会議員に対し、本件教団及びその関連団体と関係について、市民から、疑問の声や、今後の姿勢を問う意見が寄せられた。

(甲 1、弁論の全趣旨)

(c) 同年 9 月 7 日の富田林市議会の同年第 3 回定例会において、①富
田林市長並びに同市長を支援する政党、議員及び支援団体と本件教
団とのつながりの有無、②第 2 事件被告の事業及びその関連団体と
5 本件教団及びその関連団体との接触及び関係の有無、③今後、富田
林市長及び第 2 事件被告において、本件教団及びその関連団体と一
切の関係を持たないことの表明の是非、④第 2 事件被告が大阪府及
び本件教団との間でアドプトロードの協定を締結した経緯並びに看
板の撤去に至る経緯、⑤今後、第 2 事件被告において、反社会団体
10 がアドプトロード等の第 2 事件被告の事業活動に潜り込むことがで
きないようにするチェック体制をどうするのかについて、質疑応答
が行われた。

同月 8 日の同定例会において、①第 2 事件被告、大阪府及び本件
教団の間で締結されたアドプトロードに係る協定書の条項について、
15 今後、このような協定を締結する場合には、第 2 事件被告が協定を
解除することができる旨の条項を定めることの是非、②本件教団及
びその関連団体が、第 2 事件被告の公共施設を利用することの許否、
③第 2 事件被告のウェブサイト等において、第 2 事件被告の本件教
団及びその関連団体への対応方針を表明することの是非について、
20 質疑応答が行われた。

(d) 同月 28 日の同定例会において、H 議員から、6 名の議員を賛成
者として、本件決議 2 に係る決議案が議案として提出され、富田林
市議会議長は、上記議案について採決し、異議がないと認めて可決
の旨を宣告し、上記議案が原案のとおり全会一致で可決された（本
25 件決議 2）。

(甲 1、16 から 18 まで)

(イ) 検討

前記前提事実（２）及び（３）ア並びに前記（ア）の認定事実によれば、本件決議２当時、①Ａ元内閣総理大臣に対する銃撃事件を契機としていわゆる旧統一教会問題が社会問題となっていたこと、また、②国会議員及び地方議会議員といった政治家と本件教団及びその関連団体との関係が問題視され、複数の政党が今後は所属議員と本件教団及びその関連団体と関わりを持たないとか関係を一切持たないという方針を採ることを表明していたこと、さらに、③政府において、いわゆる旧統一教会問題に対応するための関係省庁連絡会議を開催するなどの取組を進めることとなっていたこと、しかも、④富田林市においては、本件教団等との間でアドプトロードの協定を締結していたことが問題視され、第２事件被告及び富田林市議会議員に対し、本件教団及びその関連団体と関係について、市民から疑問の声や今後の姿勢を問う意見が寄せられるなどし、市民に対する説明責任を果たすことが求められる状況に至っていたことが認められる。そして、富田林市議会は、このようないわゆる旧統一教会問題をめぐる社会的情勢や国民の関心、政党の対応、政府における取組、富田林市における社会的・政治的な情勢等を踏まえ、市民の疑問に応え、本件教団との関係を根絶するため、①富田林市議会議員の本件教団及びその関連団体との関わりについて、自ら調査し、富田林市議会が市民に明らかにすること、②今後、富田林市議会議員は、本件教団及びその関連団体とは一切関わりを持たないことの２点を、富田林市議会の意思ないし決意として表明することを目的として、全会一致で本件決議２をするに至ったものと認められ、このような富田林市議会の政治的な判断には相応の合理性があるといえる。

また、本件決議２の内容をみるに、本件決議２において「旧統一教会との関係を根絶する」という本件教団との関係を根本からなくなるよう

にするという強い意味を持つ言葉が使われているが、これは、富田林市議会として、今後、本件教団及びその関連団体と関わりを持たないことを強調するために用いられたものであると解されるから、富田林市議会が殊更に原告の社会的評価を低下させたりするために上記言葉を用いたとは認められない。

以上の事情からすれば、富田林市議会が原告の社会的評価を低下させたりするためにあえて本件決議 2 をしたなど、本件決議 2 の内容が富田林市議会の議事機関としての権限を逸脱又は濫用するものであるとは評価することができず、また、本件決議 2 に関与した富田林市議会議員が職務上の法的義務に違背して本件決議 2 をしたともいえない。

したがって、富田林市議会が本件決議 2 をしたことは、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法とはいえない。そうである以上、本件決議 2 が現在も第 2 事件被告の公式ウェブサイトにもそのまま掲載されているとしても、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法とはいえない。

ウ 本件決議 1 について

(ア) 認定事実

前記前提事実に加え、後記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件決議 1 に関し、以下の事実が認められる。

a 令和 4 年 7 月 8 日から同年 11 月 18 日（本件決議 1 がされた日）までの本件教団に係る社会的情勢及び国の動き等

前記イ（ア） a（a）のとおり、令和 4 年 7 月 8 日の A 元内閣総理大臣に対する銃撃事件がきっかけとなって、マスコミ等において、本件教団に係る靈感商法や高額献金といった問題（いわゆる旧統一教会問題）が大きく取り上げられるようになった。

前記イ（ア） a（f）のとおり、政府において、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が開催され、同年 9 月 30 日の同関係省庁連絡会

議第2回及び同年11月10日の同関係省庁連絡会議第3回において、多数の本件教団によるとされた被害の相談が寄せられていること等が報告された。

前記イ（ア）a（f）のとおり、消費者庁は、同年8月26日、
「旧統一教会」問題等のいわゆる靈感商法（開運商法）への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえ、「灵感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催し、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討することとし、同月29日、同年9月7日、同月15日、同月22日、同月28日、同年10月4日及び同月13日の7回にわたって同対策検討会を開催し、審議を行った。同対策検討会は、同月17日、上記審議を踏まえ、これまでの灵感商法等に関する消費生活相談の状況及びその対応を振り返った上で、本件教団への対応及び法制度の関する事項等について提言を行う報告書を作成し、公表した。上記報告書において、本件教団への対応等として、
本件教団については、本件教団を被告とする民事裁判において、本件教団自身の組織的な不法行為に基づき損害賠償を認める裁判例が複数積み重なっており、その他これまでに明らかになっている問題を踏まえると、宗教法人法における「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」又は「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をした」宗教法人に該当する疑いがあるので、所轄庁において、解散命令請求も視野に入れ、宗教法人法78条の2第1項に基づく報告徴収及び質問の権限を行使する必要があると提言された。なお、文部科学大臣は、同年11月22日、本件教団に対し、上記の報告徴収及び質問の権限を行使した（1回目）。

（乙1、2、丙3、8、11、12、弁論の全趣旨）

b 本件決議1に至る経緯等

(a) 前記 a に係る一連のマスコミ報道等を受けて、国会議員及び地方
議会議員は、社会的に問題が指摘されている本件教団との関わりの
有無に関する国民や市民の疑念に対する説明責任を果たすことが求
められる状況となった。そして、複数の政党や会派は、本件教団と
5 所属議員との関係を調査するとしたり、本件教団やその関連団体と
関わりを持たない方針を決めたりするなどした。

大阪市においては、元大阪市施設が、本件教団の信者が経営する
企業に買い取られた後、本件教団に売却され、現在、本件教団の施
設となっているという事例があったことから、大阪市会としても、
10 本件教団等の団体との関係について説明責任を果たすことが求めら
れる状況となった。

(甲 2、乙 3、丙 4、5、7、13、14、16 から 18 まで、20、
弁論の全趣旨)

(b) 大阪市会において、大阪維新の会の幹事長は、令和 4 年 11 月 1
15 1 日、大阪市会の各派幹事長会議において、本件決議 1 に関する発
議をした。同発議における本件決議 1 の決議案は、大阪維新の会の
政務調査会において、前記 a の本件教団に係る国の動きに加え、同
年 9 月 28 日に先行してされた富山市議会の決議、新聞報道等を基
に作成されたものである。

上記発議の後、公明党、自由民主党・市民クラブ及び自由民主
20 党・市民とつながる・くらしが第一の 3 会派における検討及び各会
派の意見調整を経て、大阪維新の会を含む 4 会派が本件決議 1 の文
案について合意した。

I 議員を含む 20 名の大阪市会議員は、同年 11 月 18 日、議案
25 として本件決議 1 の決議案を大阪市会議長に提出した。同日の同年
第 3 回定例会において、上記議案について、委員会付託が省略され、

大阪市会議長は、異議がないと認めて可決の旨を宣告し、上記議案が原案のとおり全会一致で可決された（本件決議１）。

（甲２、１９、乙３から５まで、弁論の全趣旨）

（イ）検討

5 前記前提事実（２）及び（３）イ並びに前記（ア）の認定事実によれば、本件決議１当時、①Ａ元内閣総理大臣に対する銃撃事件を契機としていわゆる旧統一教会問題が社会問題となっていたこと、また、②国において、いわゆる旧統一教会問題に対応するため関係省庁連絡会議を開催したり、靈感商法等の悪質商法への対策検討会を開催して報告書を作成、公表したり、本件教団に対して報告徴収及び質問の権限を行使したりする動きがあったこと、さらに、③国会議員及び地方議会議員が本件教団との関わりの有無に関する説明責任を果たすことが求められ、複数の政党や会派が本件教団と所属議員との関係を調査し、本件教団及びその関連団体と関わりを持たない方針を採ることとするなどしていたこと、
10 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 2605 2606 2607 2608 2609 2610 2611 2612 2613 2614 2615 2616 2617 2618 2619 2620 2621 2622 2623 2624 2625 2626 2

現があり、これは、本件教団等が反社会的団体であることを前提とするものと読むことができ、「旧統一教会等」の「等」には本件教団の関連団体が含まれると読む余地があるところ、大阪市会において、本件決議1 当時、大阪市会が有していた資料等の相当の根拠に基づき本件教団及びその関連団体が反社会的団体であると断定することができる状況にあったかどうかはともかく、前記（ア）の認定事実 a のとおり、本件教団については、マスコミ等の報道において、本件教団に係る靈感商法や高額献金といった問題（いわゆる旧統一教会問題）が大きく取り上げられ、国の機関においても、本件教団について、靈感商法や組織的な不法行為等が指摘される状況にあったのであるから、上記表現が直ちに不適切であるとはいえず、大阪市会が、本件教団の関連団体である原告について、殊更にその社会的評価を低下させたりするために上記表現を用いたとは認められない。

以上の事情からすれば、大阪市会が原告の社会的評価を低下させたりするためにあえて本件決議1 をしたなど、本件決議1 の内容が大阪市会の議事機関としての権限を逸脱又は濫用するものであるとは評価することができず、また、本件決議1 に関与した大阪市会議員が職務上の法的義務に違背して本件決議1 をしたともいえない。

したがって、大阪市会が本件決議1 をしたことは、国家賠償法1 条1 項の適用上違法とはいえない。そうである以上、本件決議1 が現在も第1 事件被告の公式ウェブサイトにもそのまま掲載されているとしても、国家賠償法1 条1 項の適用上違法とはいえない。

（6）まとめ

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、原告の第1 事件被告及び第2 事件被告に対する国家賠償法1 条1 項に基づく損害賠償請求は、いずれも理由がない。

第4 結論

よって、本件各取消しの訴えはいずれも不適法であるからこれを却下し、原告のその余の第1事件請求及びその余の第2事件請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

5

大阪地方裁判所第2民事部

10

裁判長裁判官 横 田 典 子

15

裁判官 田 辺 暁 志

20

裁判官 立 仙 早 矢

(別紙 1 ないし 2 の掲載省略)